

基本事件 令和2年(ワ)第29号

同第172号、同第197号、同第348号、同第509号

令和3年(ワ)第254号、同263号

令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

原告 入江 須美 外31名

被告 国 外2名

準備書面22

2024年8月13日

松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人 弁護士

奥島 直道



同

草薙 順一



同

西嶋 吉光



同

加納 雄二



同

湯川 二郎



同

八木 正雄



同

山中 眞人



同

水野 泰孝



弁護士奥島直道 復代理人

長野 享子



第1 <被告国の時系列表の作成に関して

原告は、時系列表が正確に作成されるために、以下の点を求める。

1 時刻を正確に記載すべきである。

野村ダム事務所から西予市への通知は、西予市がファックスを受信した時刻を記載すべきである。例えば、野村ダム事務所から西予市に対する異常洪水時防災操作の開始1時間前の通知については、午前5時50分ではなく、西予市がファックスを受信した午前6時03分と記載すべきである。

また、異常洪水時防災操作開始の通知については、午前6時20分ではなく、西予市がファックスを受信した午前6時36分とすべきである。異常洪水時防災操作開始の16分後に行っている。

2 重要事項を漏れなく記載し記載漏れをすべきではない。

野村ダムから西予市に対する連絡について、被告国第8準備書面では午前4時30分のファックスを記載していないが、これは意図的なものである。午前4時30分のファックスは「異常洪水時防災操作の可能性があること、開始する際には1時間前に通知すること」を内容としており、重要である。この午前4時30分のファックスにより、西予市は、異常洪水時防災操作がされる場合には野村ダムから1時間前に通知が来ると思っていたはずである。

3 異常洪水時防災操作を決定した時刻（今まで明らかにされてい

い) を記載すべきである。

野村ダムは午前 6 時 20 分から異常洪水時防災操作を行っているが、それがいつ決定されたのかについてはこれまで明らかにされていない。国土交通省が行った検証の場においても、記載がない(甲 A 11)。被告国の事前通知の瑕疵を判断するのにこの点は重要であるから、午前 6 時 20 分から異常洪水時防災操作を開始すると決めたのは、いつ(何時何分)なのか明らかにすべきである。

4 根拠となる資料を証拠として提示をすべきである。

野村ダム所長は西予市野村支所長の土居に対し午前 6 時 08 分に電話をしていることになっている。この午前 6 時 08 分については、野村ダム事務所の電話の記録から判断しているはずだから、その電話記録を証拠として出すべきである。

第 2 被告国準備書面に対する反論

1 菅田地区の家屋の浸水と鹿野川ダムの放流量

被告国準備書面によれば、菅田の家屋浸水を防止するために平成 8 年操作規則変更がなされたように読める(第 8 準備書面)。しかし、菅田地区の田畑の浸水と、家屋の浸水では大きく異なる。菅田地区は無堤防地区であり、毎年のように浸水被害を受けているが、住民がそのような浸水被害を受ける場所に家屋を建設するはずがない。菅田地区の家屋は田畑よりも 4 メートル乃至 5 メートル高いところにあり(甲 A 81)、鹿野川ダムの放流量が毎秒 1300 トンを超える程度でなければ浸水被害を受けない。被告国準備書面は田畑が浸水被害を受ける場合の鹿野川ダムの放流量と菅田地区の家屋が浸水被害を受ける場合の鹿野川ダムの放流量を混同している。

2 ダム建設後の堤防整備と操作規則

ダム建設後にダム下流の堤防整備を行う場合、財政的理由から下流のすべての地域を堤防整備するにはかなりの時間を要する。肱川の大洲市菅田地区の無堤防地区は、鹿野川ダム完成後50年を経過しても、堤防整備が行われなかった。堤防整備は優先順位をつけて行われ、流域住民の生命と重要な財産を失うか否かが優先順位の判断基準となる。大洲市菅田地区の堤防整備が遅れたのは、無堤防地区から浸水しても、家屋の浸水には至らず、田畑が浸水被害を受けるだけで、流域住民の生命と重要な財産は失う可能性が低いと判断されたからである。

堤防整備が遅れている場所の浸水被害（一番劣後している財産価値）を最優先すべきものとして定められたのが、平成8年に変更された操作規則である。菅田地区の田畑への浸水被害を防ぐために、大規模洪水が予想されるにもかかわらず、少量の放流しか行わず、流入量の多くをダムに貯めてダムの洪水調節容量を使い切ってしまう、異常洪水時防災操作によって市街地に浸水被害を及ぼして、生命や重要な財産を奪うことになった。阿部意見書（甲A79）が述べているように、菅田地区の田畑を守るために、野村地区や大洲市の市街地の住居への浸水被害を発生させて、生命や重要な財産を奪ってもいいという放流操作を行ったのである。しかも、本件水害の場合には、大規模洪水が予想されており、予想される流入量であれば、菅田地区の田畑への浸水被害を避けることができないことが明らかであった。それにもかかわらず、大規模洪水に対応した放流操作をしないで、漫然と、菅田地区の田畑への浸水被害を免れるために少量の放流しか行わなかったのであるからダム管理に瑕疵が

あるといえる。

- 3 争点を明確化するために、被告国は、菅田地区の田畑が浸水被害を受ける際の鹿野川ダムの放流量と、菅田地区の住居が浸水被害を受ける際の鹿野川ダムの放流量を明らかにすべきである。

- 4 異常洪水時防災操作の1時間前通知義務を怠ったことについて

両ダムは、肱川予測システムのデータに基づいて放流操作をしてきたわけであるが、その前提として、ダム所長は、肱川予測システムのデータの意味を理解していなければならない。

- (1) 異常洪水時防災操作の1時間前通知義務があったことについて

野村ダムが異常洪水時防災操作を開始した午前6時20分の1時間前である午前5時20分の時点において、予想される気象状況からダム放流の推移を示す肱川洪水予測システムは、午前6時20分に異常洪水時防災操作を開始しなければならないダム水位169.4メートルを超える予測を示していた。野村ダム操作細則13条により、野村ダム事務所は、午前5時20分の時点において、西予市に対して、異常洪水時防災操作を午前6時20分から開始する旨の1時間前の事前通知をしなければならなかった。それを野村ダム事務所がしていないのは、野村ダム所長が肱川洪水予測システムのデータを見落としていたからである。

- (2) 被告国の主張に根拠がないことについて

(i) 被告国が主張する雨量の減少予測は客観的データに照らし誤っていること

この点に関して被告国は、「肱川洪水予測システムは、午前5時2

0分の段階では、午前6時20分前後に最大流入量を迎えた後、雨量ないし流入量は減少に転じると予測されていたから異常洪水時防災操作の事前通知をしなかった。」と主張している。この「それまでは雨量が減少すると予想されていたが、午前6時になって雨量予測が大きく変化した。」という被告国の主張は、水害発生当初から説明してきたものである。

しかし、気象庁が発行している雨量解析（甲A28）の午前5時、午前5時30分の雨雲の動きを見ると、1時間ぐらい後に、線状降水帯が野村ダム流域に近づいてきているのがわかる。この雲の動きからは、午前5時や午前5時30分の雨量予測が1時間後に減少するものとは思えない。既に、午前5時や午前5時30分には今後雨量が多くなることを示していたといえる。また、入手した気象庁の短時間予報（甲A82）によれば、午前5時10分から午前5時50分時点の雨量予想では、1時間後2時間後に雨量がかなり増えるという予測になっている。気象庁からの客観的な資料から見て、被告国の主張は誤りであるといえる。

(ii)被告国は、「異常洪水時防災操作したからこそサーチャージ水位を超えていないのに、サーチャージ水位を超えないから異常洪水時防災操作しなかった。」と間違った主張をしており、国の肱川洪水予測システムに係る知識不足は明白であること

また、被告国は「野村ダムの異常洪水時防災操作は、貯水位が169.4メートルを超えるだけでなく、サーチャージ水位（洪水時にダムが洪水調節をして貯留する際の最高水位）が170.20メートルを超えると予測される場合に実施されるから、原告の主張には誤りがある」と主張している。この主張は、「肱川予測システムが午前5時20分時点で、午前7時以降も水位は169.95メートルが続くと予

測しており、サーチャージ水位を超えないから異常洪水時防災操作の通知を出していないのであり、異常洪水時防災操作を実施する必要がないから事前通知をしていないのであって、肱川予測システムのデータの見落としではなく、しっかり見ていたからこそ事前通知をしていなかった。」と説明しているわけである。しかし、この被告国の主張には大きな間違いがある。

肱川予測システムの放流量の動きをみると、午前5時20分の時点で、その後に予想される放流量が午前6時40分から10分おきに、毎秒472.39トン、毎秒771.68トン、毎秒822.5トンと急激に増えている。野村ダムの操作規則17条の洪水調節規定に基づいて放流を行ったのであれば、水位が167.9メートルを越えると毎秒300トンから毎秒400トンに放流量が増え（同条2号本文）、その後「流入量が最大となるときまでは、ゲート等を放流量が毎秒400立方メートルの水量に達した時点における開度に保ち放流すること」（同条3号）になっている。ゲートの開度を毎秒400立方メートルの水量に達した時点における開度のまま維持して放流するぐらいでは、毎秒472.39トンから毎秒771.68トン、毎秒822.5トンと10分間に毎秒300トンも増えることはありえない。このように放流量が急激に増えているのは、操作規則に基づいて操作したのではなく、異常洪水時防災操作をしていることを示している。

加えて、午前7時になって流入量と放流量が同じ量になっているのは、異常洪水時防災操作をしているからである。

このことからわかるように、肱川洪水予測システムは、異常洪水時防災操作を織り込み済みでデータを示しており、サーチャージ水位を超えないように異常洪水時防災操作を行い、異常洪水時防災操作を行えば数十分後には流入量と同量を放流するので、その段階から水位が

上がることはなく、サーチャージ水位を超えることはあり得ない。

国は、午前6時20分に異常洪水時防災操作しなければならないとの予測システムの表示を見落としていないと言いたいがために理屈をつけたが、肱川予測システムが示すデータの意味を理解していないために、このような主張になった。つまり、「異常洪水時防災操作したからこそサーチャージ水位を超えていないのに、サーチャージ水位を超えないから異常洪水時防災操作しなかった。」と間違ったことを言っている。

(3) まとめ

信じがたい肱川予測システムについての知識不足によって、重要なデータ、つまり、午前6時20分に異常洪水時防災操作をしなければならないとの予測システムの表示の見落としをしていたことになる。

以上